二　役員等（法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この号において同じ。）が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害（役員等がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員等に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（募集事項）

第六十三条　法第百二十二条第一項第二十三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　法第百二十七条第八項又は法第百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

四　法第百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約において同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第二項各号に掲げる行為をする権限の全部若しくは一部又は同法に規定する特定社債管理補助者の権限を定めるときは、その権限の内容

五　法第百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約における同条第二項において準用する会社法第七百十四条の四第四項の規定による報告又は同項に規定する措置に係る定めの内容

六　［略］

七　特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所

八・九　［略］

（特定社債の種類）

第六十四条　法第百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～五　略］

六　特定社債管理者を定めないこととするときは、その旨

七　［略］

八　特定社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九　［略］

十　特定社債管理補助者を定めたときは、その氏名又は名称及び住所並びに法第百二十七条の二第一項の規定による委託に係る契約の内容

十一・十二　［略］

（特定社債管理補助者の資格）

第六十九条の二　法第百二十七条の二第二項において準用する会社法第七百十四条の三に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　弁護士

二　弁護士法人

（募集事項）

第六十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　法第百二十七条第八項において準用する会社法第七百十一条第二項本文に規定するときは、同項本文に規定する事由

［号を加える。］

［号を加える。］

四　［同上］

［号を加える。］

五・六　［同上］

（特定社債の種類）

第六十四条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

［号を加える。］

七　［同上］

［号を加える。］

八・九　［同上］

［条を加える。］